

内閣総理大臣

菅 直人 様

原子力災害からの復興に向けた速やかな体制整備と被災者の早期救済に関する緊急要望

平成23年6月1日

福島県知事

佐 藤 雄 平

原子力災害からの復興に向けた速やかな体制整備と被災者の早期救済に関する緊急要望

福島第一原子力発電所において発生した原子力災害は、本県全域で、県民生活やあらゆる産業に深刻な被害をもたらしている。

本県は、原子力災害に係る協議の場の設置を求めてきたところであるが、先月、東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律（以下、「復興基本法」）案が国会に提出され、原子力被災地域の復興に関する合議制機関の設置が盛り込まれたところである。

一方、先に政府が決定した「原子力災害被害者に対する緊急支援措置」においては、被災した農林漁業者や中小企業者等に対する損害賠償の措置が早急に実施されることが極めて重要であるとの考えが示され、東京電力(株)には、仮払いの実施など、速やかな賠償の実現に向けた取組みが求められており、さらに政府においても、原子力損害の賠償に関する支援の枠組みが検討されているところである。

しかしながら、原子力発電所事故から間もなく3か月が経過しようとしている中、未だにこうした枠組みが決定しておらず、被災した住民は、今もなお避難所等で身動きのとれない不安な生活を送っており、農林漁業者や中小企業等の被災事業者は、事業継続の瀬戸際に立たされている。

被災した住民、事業者が、このような状態に置かれ続けるのはもう限界であり、生活や事業の立て直しを図るためには、一刻も早く十分な賠償等が進められなければならない。

原子力被災地域の復興を早急に進める必要性と、被災者の極めて厳しい実態を十分に踏まえ、下記についての確実な対応を強く要望する。

記

1 被災地域の復興に向けた速やかな体制整備

- (1) 復興基本法の早期成立を図ること。
- (2) 復興基本法の成立後、原子力被災地域の復興に関する合議制機関を速やかに設置すること。

2 被災者の早期救済

- (1) 「緊急支援措置」に基づく損害賠償額の仮払いが一刻も早く実施されるよう、国の責任の下で、迅速に対応すること。
- (2) 被災者の早期救済を図ることを最優先に、国が責任を持って、仮払いを含む賠償等の時期や対象等を明確にする工程を示すとともに、最後まで十分かつ確実に賠償等がなされる枠組みを確立し、法案の早期成立を図ること。